



労災保険

これって業務上？

やない。何を悩んでるの？」

「この前、労災保険の質問があつてね。会社の昼休みに喫煙場所へ行く途中に転んだ人からの問い合わせだったんだ。」

「会社の中で転んだんだから、労災保険が使えるか」と聞かれたんだけど、考えていくうちにわからなくなってしまうて」

「会社の中で転んだんでしょ。業務上でいいんじゃないの？」

「僕も最初は単純にそう思ったんだけどね。労働者が自由に過ごすことができる昼休みにタバコを吸いに行くときの災害を、業務に起因すると認めていいのか悩んじゃつてね」

「昼休みに生じた災害を業務上として認める要件はあるの？」

「昼休みの私的行為に

よる災害は原則として業務上とは認められないんだ。トイレに行くとか、水を飲みに行くといった生理的な行為による災害とか、会社の施設の欠陥が原因で発生した災害は業務上と認められるんだけどね」

「へーえ、そうなんだ。私はタバコが大嫌いだから、タバコを吸いに行くのは生理的な行為だとは思わないけどね」

「ネットで検索すると、昼休みに会社内を歩いていて災害にあった場合は業務上と認められると書いてある記事もあつてさ。キャッチボールで負傷するなんて、労働者の積極的な私的行為がなければ発生しないんじゃないかとも思うんだ」

「最近では、地震などの天災による災害でも、業務上の範囲を大きくとつ

ているように思うわ。労働者を保護するんだから、その考えでいいんじゃないの？」

「そう思うんだけどね。労災保険で業務上と認めると、事業主に解雇制限などの労働基準法上の規定が適用されるから、納得してもらえないかなと心配する時もあるのさ」

さて、どう思われたで

でしょうか？ 会社内における昼休み災害について、労働者の故意又は恣意行為がなければ業務上と認めるケースが多いと思われ

ます。しかしながら、労災保険のQ&Aなどといった本を読むと悩んでしまう時もあります。「タバコを吸うこと」は、近い未来には恣意行為と言われるようになっていくかもしれません。タバコを吸っている方は、健康のためにも禁煙をされてはいかがでしょうか。
(元労働保険適用・事務組合課長)

名古屋北労働基準監督署の
ダイヤルインのご案内

監督係(方面)
 <052> 961-8653

安全衛生係(安全衛生課)
 <052> 961-8654

労災保険係(労災課)
 <052> 961-8655

「会社で怪我をしたんですけど、業務上と認められれば、労災保険が使えるんですよ？」と質問を受けた監督署に勤務する労太君。話を聞いていくうちにわからなくなつてしまいました。次の日曜日に喫茶店でお茶を飲んでみると、協子さんがやってきました。

「労太、タバコ吸ってる。禁煙したんじゃないの？」

「うーん、ちょっと考

え事してたら、つい吸っちゃって」

「浮かない顔してるじ